14　リースにより使用する固定資産に関する注記は、会社計算規則第１０８条に規定するファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物
(1)　当該事業年度の末日における取得原価相当額
(2)　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
(3)　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

15　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第４４４条第３項に規定するもの以外の株式会社にあつては、(3)に掲げる事項を省略することができる。なお、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
(1)　金融商品の状況に関する事項
(2)　金融商品の時価等に関する事項
(3)　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

16　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
(1)　賃貸等不動産の状況に関する事項
(2)　賃貸等不動産の時価に関する事項

17　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、（１）に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第２条第３項第１９号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第６１条に規定する連結計算書類（以下「連結計算書類」という。）を作成する事業者は、
(1)　関連会社がある場合は、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
(2)　開示対象特別目的会社（会社法施行規則(平成１８年法務省令第１２号）第４条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

18　関連当事者（会社計算規則第１１２条第４項に規定する者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。この場合において、次に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引、取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付及び当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当
(1)　当該関連当事者が会社等（会社計算規則第２条第３項第１６号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
　① その名称
　② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める事業者が有する議決権の数の割合
　③ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
(2)　当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
　① その氏名
　② 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
(3)　当該事業者と当該関連当事者との関係
(4)　取引の内容
(5)　取引の種類別の取引金額
(6)　取引条件及び取引条件の決定方針
(7)　取引により発生した債権又は債務に係る主な科目別の当該事業年度の末日における残高
(8)　取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容

19　一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
(1)　一株当たりの純資産額
(2)　一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
(3)　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨